

IFRS Viewpoint

仮想通貨の会計処理 - 基礎

「IFRS Viewpoint」シリーズでは、基準の適用が困難であることが確認された、又はガイダンスが十分ではない領域に焦点を絞っています。本号では、仮想通貨の会計処理を行う際に直面するいくつかの基本的論点に関するガイダンスを、保有者の会計処理に焦点を当てて示しています。今後のIFRS Viewpointでは、仮想通貨のマイナー（採掘者）に具体的に関連する問題など、より複雑な事項について検討することになっています。

論点となるのは何か？

近年、仮想通貨の人気の急騰しているものの、それらはIFRSの財務報告に適合しづらい構造になっています。例えば、仮想通貨の保有を純損益を通じて公正価値で会計処理するアプローチは、直観的であるように思われるかもしれませんが、ほとんどの状況においてIFRSの要求事項に対応していません。本IFRS Viewpointでは、直面する可能性がある他の論点について触れるとともに、仮想通貨の保有に関する許容可能な会計処理方法を検討します。

関連するIFRS

IAS第38号「無形資産」

IAS第2号「棚卸資産」

IFRS第13号「公正価値測定」



エグゼクティブサマリー

仮想通貨資産の会計処理は IFRS のフレームワークに適合しにくいものとなっています。これから説明する理由により、ほとんどの場合、IAS 第 38 号「無形資産」に従い原価モデルか再評価モデルのいずれかを使用して仮想通貨の会計処理を行うことが適切であるだろうというのが私どもの見解です。再評価モデルの使用は、該当する仮想通貨についての活発な市場があることが条件となります。

限定的な状況ではありますが、企業は、コモディティ・ブローカー／トレーダー向けに IAS 第 2 号「棚卸資産」に示されているガイダンスに従って、仮想通貨資産の会計処理を行うことが適切となる場合があります。IAS 第 2 号の標準的な測定アプローチでは、棚卸資産を原価と正味実現可能価額とのいずれか低い方の金額で認識します。ただし、当該基準では、コモディティ・ブローカー／トレーダーは、棚卸資産を売却コスト控除後の公正価値で測定し、売却コスト控除後の公正価値の変動は当該変動が発生した期の純損益に認識することが要求されると述べられています。これは、仮想通貨資産は、近い将来に販売し、価格の変動による利益又はブローカー／トレーダーのマーゲンを生み出すことを目的に報告企業によって取得される限られた状況でのみ適切であると私どもは考えています。

仮想通貨とは何か？

仮想通貨は、デジタルや「仮想」の通貨であり、取引の安全性を確保し、新たな通貨単位の作成を制御して、資産の移転を検証するために暗号化を使用する。暗号化とは、情報の機密性を維持できるよう、コードを書く又は作成するプロセスをいう。

中央集権型の金融システムを用いて管理されている従来型の貨幣とは異なり、仮想通貨は、非中央集権的に管理されています。仮想通貨の非中央集権型の管理は「ブロックチェーン」により行われています。ブロックチェーンは公開された取引履歴データベースであり、分散型台帳として機能しています。これには、当事者同士が中央機関の仲介を必要とせず直接取引することで、時間とコストを削減できるという利点があります。

仮想通貨の種類

ビットコインは、初めての非中央集権型の仮想通貨(最初の「ジェネシス」ブロックは2009年に生成されました)であり、現在の時価総額は最も高いものとなります。それ以来、その他の多くの仮想通貨が生まれ出され、現時点で1,600以上のデジタル通貨が存在していると推定されます。

時価総額の観点から現在第2位の仮想通貨は、イーサリアム(Ethereum)です。ビットコイン同様、イーサリアムは、ブロックチェーンを基盤としたネットワークの一部として存在しています。ビットコインとイーサリアムの主な相違として、ビットコインは、プルーフオブワーク(proof-of-work)と呼ばれる独立した取引を検証するためのルールに則ってデジタル通貨の所有権を追跡することに焦点を当てています。一方、イーサリアムは非中央集権型のコンピューティング・ソ

フトウェアにより、利用者がプログラム及びコードを実行して、スマートコントラクト(smart contracts)を開発できるようにしています。関係条項を述べている一般的な契約(通常、法的な強制力があります)とは異なり、スマートコントラクトは実際に、その作成者が設定した通り正確に実行するプログラムに基づき関係を強化します。これにより、開発者は、ビットコインとは互換性のないさまざまな種類の分散型アプリケーション及び技術の構築が可能となります。

その他の主要な仮想通貨には以下が含まれますが、これらに限りません:

- リップル
- ライトコイン
- イオス
- カルダノ
- ステラ・ルーメンズ
- ネオ

仮想通貨資産の保有に関する 会計処理に係る評価

このセクションでは、IFRS に準拠して報告する企業が仮想通貨の保有をどのように会計処理するのか、及びそれらがIFRSにおいて受け入れられるか否かを検討する。下表は概要を示している。

基準	区分	IFRSにおいて受け入れられるか否か
IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」	現金及び現金同等物	否
IAS第39号「金融商品:認識及び測定」	純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	否
IAS第40号「投資不動産」	投資不動産	否
IAS第16号「有形固定資産」	有形固定資産	否
IAS第38号「無形資産」	無形資産	可
IAS第2号「棚卸資産」	棚卸資産	可*

* 特定の条件がある

現金及び現金同等物

現金

デジタル通貨の形態として、仮想通貨の保有は現金として会計処理してもよいと考えられます。しかし、現金とは異なり、仮想通貨は政府又は中央銀行の裏付けがありません。さらに、事実上すべての国又は地域で法定通貨とはみなされていません。

このことを会計処理に照らすと、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」は、現金の定義を示しておらず、「現金が手許現金と要求払預金からなる」とだけ述べています。一方、IAS第32号「金融商品:表示」は、「通貨(現金)は金融資産である。交換の媒体を表しており、したがって、すべての取引が測定され財務諸表に認識される手段だからである」と述べています。こうした記述から判断すると、仮想通貨は、財又はサービスと容易に交換できないため、IAS第7号で定義されている現金と同等ではないことは明らかのように見えます。

現金同等物

IAS第7号は、現金だけでなく、「現金同等物」についても定義しています(すなわち、現金と同様の性質を持つため、現金と同等である金融商品)。仮想通貨はこうした定義を満たすのでしょうか？

IAS第7号は、「現金同等物とは、短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定の金額に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わないものをいう」と述べています。こうした定義から考えると、仮想通貨は、相当の価格変動による影響を受けるため、現金同等物に分類することができないことは明白のように思われます(例えば、ビットコインは2018年1月にその価値の約28%を失いました)。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

仮想通貨の保有の会計処理に対する他の直観的と思われるようなアプローチは、純損益を通じて公正価値で測定される(FVTPL)*金融資産としてそれらを会計処理するというものです。

しかし、このようなアプローチが可能となるためには、仮想通貨は、IAS第32号に示されている金融商品の定義を満たす必要があります。当該基準は、金融資産を以下に該当する資産であると定義しています：

- 1 現金
- 2 他の企業の資本性金融商品
- 3 次のいずれかの契約上の権利：
 - i 他の企業から現金又は他の金融資産を受け取る。
 - ii 金融資産又は金融負債を当該企業にとって潜在的に有利な条件で他の企業と交換する。
- 4 企業自身の資本性金融商品で決済されるか又は決済される可能性のある契約のうち、次のいずれかであるもの：
 - i デリバティブ以外で、企業が企業自身の可変数の資本性金融商品を受け取る義務があるか、又はその可能性があるもの
 - ii デリバティブで、固定額の現金又は他の金融資産と企業自身の固定数の資本性金融商品との交換以外の方法で決済されるか、又はその可能性があるもの

仮想通貨が資本性金融商品ではない又は資本性金融商品で決済される契約でない、また、それらが現金ではないと私どもはすでに結論づけているので、この定義の3のみを考慮する必要があります。ただし、仮想通貨の保有は、保有者に現金又は他の金融資産を受け取る契約上の権利を与えるものではありません。

したがって、仮想通貨は金融資産の定義を満たさないというのが私どもの見解です。さらに言うと、IFRS第9号が当該基準の適用に関するガイダンスにおいて、金地金が金融商品かどうかという問題を検討していることは注目に値します。IFRS第9号では、金地金は、「流動性は高いが、金地金固有のものとして現金その他の金融資産を受け取る契約上の権利は存在しない」、したがって、金融商品ではないと述べています。仮想通貨の保有についてもこれと同じことが言えます。

投資不動産

一部のコメント提出者は、仮想通貨の保有は投資不動産と考えることができるとい理由から、純損益を通じて公正価値(FVTPL)で会計処理することを提案しています。

なお、IAS第40号は投資不動産を以下のように定義しています：

「賃貸収益若しくは資本増加又はその両方を目的として…、保有する(土地若しくは建物 - 又は建物の一部 - 又はそれらの両方の)不動産」

企業によっては、仮想通貨を資本増価目的で保有している場合もありますが、仮想通貨は物的資産ではないため、企業が仮想通貨を投資不動産に分類し、純損益を通じて公正価値で測定することは不適切であるというのが私どもの見解です。

「中央集権型の金融システムを用いて管理されている従来型の貨幣とは異なり、仮想通貨は、非中央集権的に管理されている」

他の分類の可能性

仮想通貨の保有を現金若しくは現金同等物、金融商品又は投資不動産のいずれかに分類することは不可能であるという私どもの見解を示しました。残る区分は、有形固定資産、無形資産又は棚卸資産の3つのみとなります。

上記の投資不動産と同じ理由で(すなわち、IAS第16号「有形固定資産」は、「有形の資産」の観点から当該区分を定義しており、仮想通貨には物理的形態がありません)、有形固定資産という区分は直ちに排除されます。そのため、無形資産及び棚卸資産の分類のみに焦点を絞ることができます。

無形資産

IAS第38号「無形資産」は、無形資産を「物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産」と定義しています。

本定義は、3つの構成要素に分類することができます。表は、その定義及び当該定義のそれぞれの要素がどのように満たされるのかを示しています：

定義

識別可能な

本定義の最初の側面について、IAS第38号は、資産は次のいずれかの場合には識別可能であると述べている：

- a 分離可能である場合。すなわち、企業から分離又は分割して、単独で又は関連する契約、識別可能な資産若しくは負債とともに、売却、移転、ライセンス供与、賃貸又は交換することができる場合。そうする意図が企業にあるかどうかは問わない。
- b 契約又はその他の法的権利から生じている場合。当該権利が譲渡可能なかどうかや、企業又は他の権利及び義務から分離可能なかどうかは問わない。

仮想通貨の保有は、取引所で取引されるか、又はピアツーピア (P2P) で取引されることがあり、したがって、本定義における識別可能性の要素を満たす。

上記の通り、仮想通貨の保有は取引所で取引されるか、又はピアツーピアで取引される可能性があり、したがって、企業は、IAS第38号における資産の定義全体を満たす仮想通貨の保有による経済的便益の流入を期待できる。

非貨幣性資産

IAS第38号では、貨幣性資産を「保有している貨幣及び固定額又は決定可能な額の貨幣を受け取ることとなる資産」と定義しており、仮想通貨の保有が貨幣性資産又は非貨幣性資産に該当するかどうかの判断において参照できる。仮想通貨の価値は、固定又は決定可能なものではなく、需給により生じる大幅な変動の影響を受け予測することができない。したがって、仮想通貨の性質は貨幣性ではなく非貨幣性である。

物理的実体のない

仮想通貨はデジタル通貨の形態であり、物理的実体がない。

要約すると、仮想通貨はデジタル通貨の形態を取り、物理的実体がないため、ほとんどの場合、無形資産が仮想通貨の最も適切な分類になるというのが私どもの見解です(状況によっては、後述する通り、仮想通貨をIAS第2号「棚卸資産」に基づいて会計処理することが適切な場合もあります)。

無形資産が仮想通貨の適切な分類であると決定しましたので、次に、それらをIAS第38号に基づいてどのように会計処理すべきかという疑問が生じます。

IAS第38号に基づく会計処理方法

IAS第38号には、2つの採用可能な会計処理方法(原価モデル又は再評価モデル)が示されています。

原価モデル

この方法では、無形資産は当初認識時に取得原価で測定し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で事後測定します。

取得原価とは、「資産の取得時又は建設時において、当該資産の取得のために支出した現金若しくは現金同等物の金額、又は他の引き渡した対価の公正価値、あるいは他のIFRS(例えば、IFRS第2号「株式に基づく報酬」)の別段の要求事項に従って当初認識した資産に帰属する価額」と定義されています。

再評価モデル

無形資産が取引されている活発な市場がある場合、(すべての仮想通貨に当てはまるわけではありませんが)無形資産をIAS第38号に基づいて再評価額で会計処理することが可能です。

再評価モデルでは、無形資産は当初認識時に取得原価で測定し、公正価値から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で事後測定します。

	ステップ1	ステップ2
価値の増加	以前の期間において純損益に認識した減少額の戻入れとなる範囲内で、純損益に認識する。	再評価剰余金について残高がある場合には、その他の包括利益に認識する。
価値の減少	再評価剰余金の残高がある場合には戻し入れる。	当該残高を純損益に認識する。

IAS第38号では、再評価による増加額をその他の包括利益に認識し、再評価剰余金の項目で資本に累積することを要求しています。ただし、当該増加額は、過去に純損益に認識した同じ資産の再評価による減少額の戻入れとなる範囲内で、純損益に認識しなければなりません。

再評価による減少額は純損益に認識します。ただし、当該減少額は、当該資産に係る再評価剰余金の貸方残高の範囲内で、その他の包括利益に認識しなければなりません。

IAS第38号の再評価モデルを適用するためには、無形資産の公正価値は信頼性をもって測定できなければなりません。無形資産について活発な市場が存在することは一般的ではないため、無形資産を再評価することは通常、稀なこととなります。ただし、仮想通貨が取引所で取引される場合には、IAS第38号の再評価モデルを適用することが可能となる場合があります。

活発な市場

IFRS第13号「公正価値測定」は、活発な市場を「資産又は負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている市場」と定義しています。

この定義を裏付けるための追加的なガイダンスはIFRSにおいてほとんど示されていないため、個別の仮想通貨について活発な市場が存在するかどうかを決定するにあたり、判断が必要です。

日々、広範な取引が行われているビットコイン等のよく知られている通貨の場合、活発な市場が存在していることを証明するのは比較的容易かもしれませんが、あまり知られていない仮想通貨の場合、特に取引が現金で行われていない場合には、それを証明するのは容易でないこともあります。状況によっては、現金取引以外のものを考慮することが可能な場合もありますが(例えば、活発な市場を有すると考えられている他の仮想通貨との交換)、現金取引をより重視しなければならないというのが私どもの見解です。

また、再評価モデルに基づき仮想通貨を保有している企業は、再評価による変動の追跡方法などの詳細を取り上げ、それらをその他の包括利益に表示することも必要となります。例えば、この再評価を個々の通貨ベースで行うかどうか、測定するためのどの取引所を何時に利用するかなどです(多くの取引所では、1日24時間・週7日取引されています)。

GTILのコメント

IAS第38号に基づく仮想通貨資産の会計処理は、十分に満足のいくものでも、直観的なものでもないことを私どもは認識しています。当該資産の取得原価での会計処理は、その価値をほとんど表しません。一方、再評価モデルでは、利得及び損失を純損益に認識することを要求する場合もあれば、その他の包括利益に認識することを要求する場合もあり、その仕組みは複雑です。したがって、私どもは、IASBがこれらの資産の会計処理を扱うプロジェクトに着手することを推奨します。

償却及び減損

IAS第38号では、無形資産の耐用年数が確定できるのか確定できないのかを評価することを企業に要求しています。IAS第38号では、この評価を行うにあたって、無形資産が企業への正味のキャッシュ・インフローをもたらすと期待される期間について予見可能な限度がない場合には、企業は当該無形資産の耐用年数は確定できないものとみなさなければならないと述べています。

仮想通貨は一定の期間にわたる価値の保存としての役割を担うよう設計されているので、IAS第38号の目的上、仮想通貨の耐用年数は確定できないと考えられるというのが私どもの見解です。しかし、急激な技術変革が生じる可能性もあります。そのため、IAS第38号における「確定できない」という用語は「無限」を意味するものではないことに言及しておきます。

耐用年数を確定できない無形資産は、償却せずに、当該資産の帳簿価額と回収可能価額との比較により、毎年、かつ、当該無形資産に減損の兆候がある場合はいつでも減損テストを行わなければならないと述べています。

IAS第36号「資産の減損」では、減損損失は直ちに純損益に認識しなければなりません。ただし、資産が再評価額で計上されている場合を除きます。再評価している資産の減損損失は、当該資産を再評価している基準に従って再評価の減額として処理します。上記の通り、IAS第38号は、再評価により生じる無形資産の帳簿価額の減少額は費用として認識すると述べています。ただし、当該減少額は、当該資産に係る再評価剰余金の貸方残高の範囲内で、その他の包括利益に認識しなければなりません。

また、のれん以外の資産についての減損損失の戻入は、直ちに純損益に認識しなければなりません。ただし、当該資産を再評価金額で計上している場合は除くと、IAS第36号は述べています。当該基準では、再評価している資産についての減損損失の戻入は、当該資産を再評価している基準に従って再評価額の増加として処理することを要求しています。IAS第38号は、「再評価の結果として無形資産の帳簿価額が増加する場合には、当該増加額をその他の包括利益に認識し、再評価剰余金の表題で資本に累積しなければならない。ただし、当該増加額は、過去に純損益に認識した同じ資産の再評価による減少額の戻入となる範囲内で、純損益に認識しなければならない」と述べています。

棚卸資産

企業の事業モデルによっては、IAS第2号「棚卸資産」に基づいて仮想通貨の会計処理を行うことが適切となる可能性があります。

仮想通貨の保有は無形資産の定義を満たしています。IAS第38号は、企業が事業の通常の過程で販売するために所有する無形資産は当該基準の範囲外であり、IAS第2号に基づいて会計処理しなければならないと述べています。

IAS第2号の標準的な測定アプローチでは、棚卸資産を原価と正味実現可能価額とのいずれか低い方の金額で認識します。ただし、当該基準は、コモディティ・ブローカー／トレーダーが保有する棚卸資産の測定には適用されないとも述べています。IAS第2号では、コモディティ・ブローカー／トレーダーは棚卸資産を売却コスト控除後の公正価値で測定し、売却コスト控除後の公正価値の変動は当該変動が発生した期の純損益に認識することが要求されると述べています。

仮想通貨に関して、コモディティ・ブローカー／トレーダーに対する測定の例外の解釈方法は明確ではありません。とはいえ、IAS第2号におけるブローカー／トレーダーに関する会計処理に従うことは、仮想通貨の活発な売買を伴う事業モデルに基づいて仮想通貨を保有する企業にとって、直観的に適切なアプローチであるように思われます。一方、仮想通貨には物理的形態がなく、コモディティに固有の範囲除外を類推適用することは不適切と見られる場合があります。

私どもの見解として、こうした範囲除外に関する明瞭性の欠如は、当該範囲除外を適用することも可能ではあるものの、仮想通貨資産が近い将来に販売し、価格の変動による利益又はブローカー／トレーダーのマーゲンを生み出すことを目的に報告企業によって取得される事業モデルを伴う非常に限られた場合にのみ適用される可能性があることを意味します。

「仮想通貨は一定の期間にわたる価値の保存としての役割を担うよう設計されているので、IAS第38号の目的上、仮想通貨の耐用年数は確定できないと考えられるというのが私どもの見解である」

留意すべきその他の事項

通貨換算

仮想通貨は、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」の要求事項に従って企業の機能通貨に換算する必要がある。

当初認識において、仮想通貨を保有するための通貨換算とは、機能通貨と仮想通貨との間の当該日現在の直物為替レートを用いて記録することを意味します。

事後の認識については、IAS第21号では、各報告期間の末日に以下のことを要求しています：

- 外貨建貨幣性項目は、決算日レートを用いて換算する。
- 外国通貨において取得原価で測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートを用いて換算する。
- 外国通貨において公正価値で測定されている非貨幣性項目は、当該公正価値が測定された日の為替レートで換算する。

貨幣性項目とは、保有している通貨単位及び固定又は決定可能な数の通貨単位で受け取るか又は支払うこととなる資産及び負債をいいます。私どもの見解として、仮想通貨の保有は、貨幣性項目の定義には当てはまりません。したがって、上記の非貨幣性項目に関するガイダンスが適用されます。

開示

仮想通貨資産を保有する企業は、状況に応じて、IAS第2号又はIAS第38号のいずれかの開示要求に準拠する必要がある。

仮想通貨はIFRSのフレームワークに適合しにくいものとなっているので、企業は、財務諸表利用者に有用な情報を提供するというIAS第1号「財務諸表の表示」の全体的な目的にかなうよう、追加的な開示を考慮することが必要となる場合があります。このことを念頭に置いて、企業は、以下のような事項を開示することを検討しなければなりません：

- 保有する仮想通貨資産の性質
- 仮想通貨に関する会計方針及び当該会計方針をどのように決定したのか
- IFRS第13号「公正価値測定」の開示要求、特に公正価値ヒエラルキーに関する要求事項を適切に参照して公正価値をどのように算定しているのか

IAS第38号に基づいて原価モデルを採用している企業は、追加的な情報として、保有する資産（仮想通貨）の公正価値を開示することを検討しなければなりません。また、報告日後の資産（仮想通貨）の公正価値の変動（修正を要しない後発事象）及び仮想通貨のボラティリティに関する過去情報の開示についても、資産（仮想通貨）を原価モデル又は再評価モデルにより会計処理するかどうかにかかわらず、検討しなければなりません。

マイニング(採掘)に関する論点

仮想通貨のマイニングは、さまざまな形態の仮想通貨の取引を検証し、ブロックチェーン(デジタル台帳)にブロック(取引記録のかたまり)を追加するプロセスをいう。

いくつかの追加的な論点が、仮想通貨を「マイニングする」企業に生じます。例えば、仮想通貨の「マイナー(採掘者)」は、ブロックチェーンのアルゴリズムを解くために大量のPC本体の処理能力と電力を使用します。マイナーがブロックの暗号を解読すると、マイニング・アルゴリズムに応じて、通貨取引の検証作業の対価として「マイニング報酬」を受け取り、それらはブロックチェーンに記録されます。このようなマイニング報酬は取引参加者により明記されます。また、マイニング・アルゴリズムによっては、マイナーがブロックの暗号を解読するごとに新たに鑄造された通貨を報酬として受け取ることがあり、報酬額は基礎となるブロックチェーンソフトウェアにより算出されます。仮想通貨のマイナーが稼得するマイニング報酬及び新たに鑄造された仮想通貨である報酬を収益として認識することができるかどうかについては、疑問が生じます。

また、ブロックの暗号を解読する速度を速めるために、個人のマイナーが集まって計算資源を提供し、協力してマイニングを行う場合にも追加的な考慮事項が生じる可能性があります。今後のViewpointでこれらの論点のいくつかを検討することとなります。



Grant Thornton

An instinct for growth™

www.grantthornton.global

© Grant Thornton Taiyo LLC

"グラントソントン"は、保証、税務及びアドバイザー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド(GTIL)とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。